

公布された規則のあらまし

◇静岡県健康福祉交流プラザの供用を開始する日を定める規則

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例附則に基づき、静岡県健康福祉交流プラザの供用開始の日を定めることとしました。